

■ 観光目的税の使途の考え方について

次の内、①～⑤の項目については、新規または拡充する取り組みへ充当することを想定。

①安全・安心で快適な観光の実現

(観光危機管理、海の安全)

観光危機管理や海の安全対策など安全・安心で快適な観光を実現する取組

- 観光危機管理対策
- 災害備蓄品支援の充実
- マリッジ・事故防止対策
- 道路標識・標示の改善
- など

②県民・県内観光事業者・旅行者にとって満足度の高い受入体制の充実強化

旅行者が快適な観光を満喫できる二次交通対策の充実など受入環境の整備及び利便性・満足度の向上に資する取組

- 観光二次交通の充実
- 観光関連施設の受入環境整備
- 観光人材確保支援
- DXの推進による観光産業の高度化
- など

③観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり

自然環境・歴史文化の保全、沖縄らしい景観に配慮した観光の推進する等魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくりに資する取組

- 観光地や道路環境美化
- サンゴ礁保全再生活動促進
- 自然・文化の保全活動支援
- 旅行需要の平準化
- など

④観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興

独自の伝統文化やスポーツ等のソフトパワーを生かした多彩かつ質の高い観光の推進に資する取組

- 歴史・伝統文化、芸能等の地域資源を活用した観光コンテンツの造成
- 空手ツーリズム受入体制構築
- スポーツコンベンション推進
- など

⑤地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進

地域社会、経済、環境の3つの側面においてバランスの取れた持続可能な観光施策を推進し、県民に理解され世界から選ばれる観光地を形成する取組

- オーバーツーリズム対策
- サステナブルツーリズムの推進
- 県民理解の促進
- DMO組織・機能強化
- など

⑥市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）

市町村が観光振興を図るための取組みに係る経費を配分する。

- 税を導入しない市町村に対し、補助金又は交付金による配分を検討

徴税コスト等（税システム改修費、課税・徴収事務経費、制度の周知・広報費、特別徴収義務者への事務補助費）